

# International Economic and Financial Review

## 国際経済金融論考



Institute for International Monetary Affairs (IIMA)

公益財団法人 国際通貨研究所

2021年3月31日

### 中央銀行デジタル通貨（CBDC）をどうみるか ～先行する中国・カンボジア・スウェーデンの戦略と課題～<sup>1</sup>

2021年3月22日開催ウェビナーの様様

明治大学 政治経済学部 教授  
小早川 周司

#### 1. 概要

モバイル機器やインターネットの普及によって、各国では金融包摂 (financial inclusion) が強化されると共に、新型コロナ禍によって非接触型の決済手段の利用も拡大している。こうした民間主導のデジタル化・キャッシュレ化とは別に中央銀行がデジタル通貨を発行するという「中央銀行デジタル通貨」(central bank digital currency, CBDC) が注目されており、一部の国ではその発行・運用が開始されている。

今次ウェビナーは、こうした状況を踏まえ、CBDC の開発・運用において先行する中国、カンボジア、スウェーデンの3か国を取り上げ、これらの国々における具体的な戦略および課題を議論することを目的に有識者を招いて開催された。以下では、参加者によるプレゼンテーションとパネルディスカッションの概要を取りまとめる。あらかじめ議論のポイントをまとめると以下のとおりである。

#### 【議論のポイント】

- (1) CBDC の開発・運用を進める3か国では、CBDC 発行の目的が明確に意識されている。これらの国々では、急速に進むキャッシュレス化への対応(スウェーデン)、金融包摂の推進(カンボジア)、決済サービス市場の寡占化への対応とデジタル

<sup>1</sup> 当該ウェビナーのパネリスト・モデレーター及び講演資料は、公益財団法人国際通貨研究所ホームページの [https://www.iima.or.jp/info\\_active/workshop/20210322.html](https://www.iima.or.jp/info_active/workshop/20210322.html) をご参照頂き度い。

国家の推進（中国）といった国家的な課題を克服するための手段として CBDC を導入ないし検討している点が明らかとなった。

- (2) また、これらの国々では CBDC が金融システム構造に与える影響に配慮しながらその具体的な設計を進めているとの理解が得られた。中国とカンボジアでは、銀行を通じて間接的に発行する枠組みが整備されつつあるほか、CBDC の保有上限を設けるなど民間銀行の重要な資金調達手段である預金への影響を抑えようとする意図が窺われる。
- (3) CBDC を支える技術基盤としての分散台帳技術については、既存の技術と比べて多くのメリットがあると評価し全面的に採用したカンボジアの事例がある一方で、デジタル人民元については当該技術の処理能力面での制約があることから現時点では採用されていない可能性があるとの慎重論も出された。
- (4) パネルディスカッションでは、CBDC と民間決済サービスとの関係を巡って議論が行われた。全体として、それぞれの決済手段の強みを活かしながら共存するような将来像が展望されるのではないかと多くの意見が多く出された。また、CBDC のクロスボーダー決済への利用については、資本移動規制などが残る中国については時期尚早との見方であったが、カンボジアやスウェーデンでは自国通貨の競争力を高める手段になり得るとの見方が支持を得ているとのことであった。この間、中国についてもデジタル通貨の国際標準の策定に積極的に関与すべきとの習近平国家主席の発言を踏まえると、今後の動向を注意深く見ていく必要があるという共通の理解が得られた。

## 2. プレゼンテーションの概要

- (1) まず、明治大学政治経済学部・小早川より、CBDC の特徴やグローバルにみた最近の取り組みについて簡単に整理し、議論のキックオフを行った。

①CBDC とは中央銀行が債務として新たに発行する通貨であり、法定通貨建てとしての価値尺度に加え、交換手段および価値保存手段としての機能を提供することが期待されるほか、デジタルな媒体を通じて提供されるものである。このため、Bitcoin のような暗号資産や昨年来、検討が進められているステーブルコイン Libra（その後、Diem に名称を変更）とは根本的に異なる。その上で、銀行券・硬貨のデジタル化を実現するのが「リテール（ないし一般利用）型の CBDC」、すでにデジタル化されている中央銀行当座預金の管理・運営にあたって新しい

技術を用いて銀行間決済に利用するのが「ホールセール型の CBDC」と位置付けられる。

②国際決済銀行（Bank for International Settlements, BIS）が実施した最近のサーベイ調査によれば、調査に参加した 65 中銀のうち、

- 1) 8 割を超える先が CBDC に関する調査・研究を含めた取り組みに従事していること。
- 2) CBDC の発行には慎重な中銀が依然として多いものの、全体の傾向としては、リテール型の CBDC を中心に将来的な発行を展望する中銀が徐々に増えていること。
- 3) こうした CBDC を発行する目的は、エマージング諸国（主として金融包摂の推進）と先進国（決済システムの効率化）との間でばらつきが見られること。

などが明らかとなった。この間、日米欧における CBDC の検討状況を見ると、米国の地区連銀（Federal Reserve Banks）や欧州域内各国の中銀において CBDC を支える技術面の検証や民間企業・学術団体との連携を通じた様々な取り組みが見られる中で、FRB では地区連銀と連携しながら調査・実験を進めているほか、ECB では CBDC に関する多角的な論点を整理しつつ本年中にはデジタル・ユーロに関するプロジェクトを正式に立ち上げるかについて正式な決定が行われる予定である。また、日本銀行についても昨年 10 月に公表した「中央銀行デジタル通貨に関する日本銀行の取り組み方針」に沿って、2021 年度の早い時期に CBDC の概念実証を開始することを明らかにしている。

③さらに、CBDC を巡る最近の特徴としては、BIS を中心に複数の中銀や金融インフラ提供主体が連携しながらプロジェクトを進めていることが挙げられる。BIS では CBDC に関するプロジェクトを含めた中銀間の協力を促進する拠点（Innovation Hub）をグローバルに展開しながら、CBDC への付加価値を探究するための取り組み——具体的には、CBDC と証券トークンの DvP 決済を実現しようとするプロジェクト（Project Helvetia）や、香港・タイ・中国・アラブ首長国連邦（UAE）の中銀と協力してクロスボーダー決済を実現しようとするプロジェクト（m-CBDC Bridge initiative）——を始めている。今後も BIS を中心とした中銀間の連携には注目していく必要がある。

(2) 次に、ソラミツ株式会社・宮沢代表取締役社長より、カンボジア中央銀行デジタ

ル通貨・バコンの可能性と展望についてプレゼンが行われた。

①カンボジアでは、外資規制を緩和した結果、海外からの直接投資や開発援助が進み順調な経済発展を遂げている一方、銀行の預金・貸出に占めるドル比率が9割を超えるなど、ドル化が過度に進むような状況に陥り、政府・中銀のマクロ政策が金融経済活動を十分にコントロールできないという問題を抱えてきた。また、カンボジアの決済サービスも数多くの課題があり、具体的には、1) 決済事業者が乱立しサービスの相互運用性がない、2) 決済・加盟店手数料が高い、3) 加盟店への入金に時間がかかり資金繰りが悪化する、4) 決済事業者による不正や倒産リスクが高いこと、が指摘されてきた。

②こうした中で、カンボジア中銀は2016年頃より、新しい決済システムの構築に向けて、2つの選択肢を中心に検討を開始した。第1に、決済事業者を既存の銀行ネットワークに接続させ、銀行と同等の規制・監督に服するような枠組みを整備することである。この選択肢のメリットは既存の決済インフラを活用できることである一方、決済事業者にとってはシステム対応や規制・監督面でのコンプライアンス遵守に伴うコストが高いといったデメリットがあった。第2の選択肢としては、新たに中銀デジタル通貨を発行することによって、決済事業者を含む幅広い金融機関の相互運用性を確保し、全国一律の財布（デジタル・ウォレット）を提供することである。既存インフラに捉われないというメリットに加え、決済事業者にとってのシステム対応やコンプライアンス面のコストも抑えられることから、最終的にはこの選択肢が採用され、かつ中銀デジタル通貨の実現に向けては、ブロックチェーン技術が必須との結論に至った。こうした背景には、カンボジア特有の事情——すなわち、銀行口座開設率が22%と低水準に止まる一方で、スマートフォン普及率は150%（大人1人あたり約2台を保有）と極めて高いこと——も考慮されたと見られる。カンボジア国民に広く普及するスマートフォンを最大限活用しながら金融インフラの高度化を進めるとの意向も働いたと考えられる。

③以上をまとめると、カンボジアでは中銀デジタル通貨を導入する目的として、

- 1) 銀行サービスの普及を含めた金融包摂を進めると共に、マクロ政策の有効性を向上させること。
- 2) 中国におけるデジタル人民元の実現を睨みつつ、本国通貨リエルの利便性を向上させ、電子商取引の促進やクロスボーダー決済への活用を図ること。

- 3) ③ブロックチェーン技術を利用した最先端のシステムを構築し、リテール決済からホールセール決済を包含した国家全体の決済アーキテクチャーを一貫したシステムで処理すること。

といった点を指摘することができる。このうち技術面について言えば、従来の複数台帳方式では決済サービスに関与するそれぞれの主体が個別に台帳を管理しなければならず、これらの台帳間でのクリアリングが発生しかつ中銀や民間決済システム運営主体による中央集権的なピラミッド階層構造が必要になる。これに対して、ブロックチェーン技術では、すべての参加者が台帳を共有していることから、台帳間でのクリアリングが発生しないほか、分散的なフラットな構造を可能にする。また、リテール決済からホールセール決済までを一貫してブロックチェーン化することによって、国家全体の決済アーキテクチャーを簡素かつ低コストで実現することができるというメリットも重要である。

- ④2020年10月から正式に運用が開始された中銀デジタル通貨「バコン」について、現時点では18行の銀行が参加し、その他の24行が準備中である。これらを通じて、カンボジア国民のほぼ全員にあたる1,600万人が携帯電話番号や二次元コード（QRコード）を使って送金や支払いを行うことができるようになる。バコンの特徴を挙げると、

- 1) 現金と同様に転々流通性を持ったトークン型・間接発行型の中銀デジタル通貨であること。
- 2) 強固なセキュリティと十分な処理能力を兼ね備えていること。
- 3) リエル建てのほか米ドル建ての決済・送金を可能とすること。
- 4) 本人確認がない場合は1日250ドルまで、銀行口座に紐づけるといった形で本人確認ができる場合は1日2,500ドル以上の取引が可能であること。
- 5) タイやマレーシアとのクロスボーダー送金・決済を部分的ながら実現していること。

などを指摘することができる。

- (3) 株式会社野村総合研究所・金融ITイノベーション事業本部・井上主席研究員からは、スウェーデン e クローナの開発に向けた動きとその意味合いについてプレゼンが行われた。

- ① e クローナを巡る議論の背景について現金の供給面から見ると、スウェーデンの国土全体に大都市が散在するため銀行にとって銀行券の管理費用の負担が高まっていたこと、こうした中で低金利環境の長期化もあって銀行の収益性が厳しさを増し現金を供給するシステムを維持するインセンティブが徐々に失われてきていることが挙げられる。一方、現金の需要面から見ると、家計の支払・決済に占めるキャッシュレス手段の利用が着実に拡大——特に、スウェーデンの民間銀行が共同で運営する Swish の利用が顕著に増加——していることが指摘され、この結果、名目 GDP に対する現金残高の比率も、欧州域内の主要国と比べても極めて低い水準に止まっている。なお、同国が優れた携帯電話を製造するグローバル企業を擁していることから明らかなように、Swish がモバイル環境に適した形でサービス立ち上げ当初からスマートフォン・アプリとして導入されたことも、キャッシュレス化を進める上では重要な要因であったとみることができる。
- ② 以上のような現金の需給面の要因を背景に、スウェーデンの中央銀行（リクスバンク）では、2016 年から中銀デジタル通貨に関する調査研究を本格的に開始した。2017 年に公表された報告書（Report 1）では、現金利用の減少に伴って、家計は中銀が発行するリスクフリーな支払手段の利用機会を失う可能性があること、現金を代替する民間ベースのデジタルな決済サービスだけでは対応しえない利用者層が生じてしまうこと、さらに民間サービスの寡占化が進めば競争環境が損なわれてしまう恐れがあることなどが指摘された。このうち競争環境の維持を巡っては、スウェーデンのキャッシュレス化が国際ブランド主導で進むことへの警戒感があるとのことであった。これらの諸問題を克服するための e クローナに求められる役割として、家計のリスクフリーな支払手段へのアクセスの確保、高齢者等のデジタル弱者が利用できるようなサービスの提供、民間のイノベーションを促進するための中立的なインフラの提供を挙げた。その上で中銀の政策運営面への影響については、中銀デジタル通貨を導入しても、金融政策の運営や波及経路、さらには金融システムの安定性の維持について大きな支障は生じにくいとの評価であった。
- ③ その後、リクスバンクが 2018 年に公表した報告書（Report 2）では、e クローナが充足すべき要件として、
- 1) 利用者の多様なニーズに応じた包括的なサービスの機会を確保すること。
  - 2) 幅広い利用者がシンプルかつ容易に利用できること。

- 3) 多くの支払・決済に対応できる能力とパフォーマンスを兼ね備えるなど技術面の頑健性を確保すること。
- 4) サイバー攻撃等に対する高度なセキュリティを確保すること。
- 5) 銀行券と同様に利用者や取引内容の秘匿性を維持できるようなオプションを設ける一方、AML/KYC 対応等のため取引の追跡可能性を確保することを挙げている。これらの要件を検討する上では、現金の代替手段に求められる機能をどのように考えるべきかという視点が重要である。

④さらに最近のリクスバンクの論文では、e クローナの支払・決済における国際競争力の確保という視点が強く意識されているように見受けられる。すなわち、支払・決済サービスにはネットワークの外部性が強く働くことから、サービス提供主体の寡占化が進みやすく参入障壁が高いため、イノベーションが阻害されるおそれがあるという問題があるほか、アメリカを中心とした巨大な IT 企業によるグローバルなサービスに席卷されてしまう恐れがあること、自国通貨の利用低下に伴うマクロ政策への影響や、個人の取引情報が海外企業に蓄積され不適切に利用されるといったセキュリティ上の脅威があるため、e クローナを検討する必要があるという問題意識である。

⑤後に e クローナの実現に向けたスケジュールについて、2018 年時点で公表されたロードマップによれば、現在は、e クローナの技術的な設計案に基づいて概念実証 (PoC) を実施している (2020 年 2 月よりアクセンチュアとの実験を継続) ほか、e クローナの発行に必要な法改正の実現に向けた取り組みを進めているところで、2021 年以降、民間企業等との共同プロジェクトを実施する計画となっているが、足下の状況は当初の計画から 1 年程度の遅れが見られている。この間、スウェーデンでは、隣国デンマーク、ノルウェーと共同で、即時支払システムの導入を目指す「P27 プロジェクト」を立ち上げ、複数通貨による国内およびクロスボーダーでの支払いを 2022 年に実現する予定になっている。

(4) 最後に、MUFG バンク (中国) 人民元国際化業務推進室・竹下室長から、デジタル人民元の動向についてプレゼンが行われた。

①まず、2010 年 10 月より開始された主要都市における様々なテストの概要を紹介すると、深圳市や蘇州市では、10 万人規模の実証実験が行われたほか、オフライン機能の活用などデジタル人民元に付随する様々な機能の確認が行われた。さら

に、2021年2月に5万人を対象として北京市で行われた実証実験では、市中心部の実店舗やE-mallでの利用状況を確認したほか、ATMを利用して現金とデジタル人民元との間の入出金の検証が行われ、2022年の冬季オリンピックの開催に向けてのインフラ整備が着々と進んでいる。

②主要都市での実験に使われたデジタル人民元は、

- 1) 6大銀行（指定運営銀行）が中国人民銀行から直接発行を受け、それ以外の銀行や個人が準備金や現金との引き換えにデジタル人民元の発行を受ける階層構造になっていること。
- 2) 現金の代替として発行されるため、付利は行われず個人による小口での利用を想定していること。
- 3) 利用額の上限（1回当たり2千元まで）が設定されていること。
- 4) スマートフォンなどを使いこなせない利用者（モバイル弱者）のためにカード式のウォレットを開発すること。

といった特徴が挙げられる。

③このように中国がデジタル人民元の実現に向けた取り組みを積極化している背景として、第一に、ネット・モバイル決済市場における民間サービス（具体的には、WeChat Pay と Alipay）の寡占が進行していることへの対応という側面がある。本年1月には中国人民銀行から非銀行決済事業者に対する条例案が公表されるなど、これらの事業者が市場における支配的な地位を占めることへの予防的な措置を講じる姿勢を示している。第二に、不正や詐欺を防止するという狙いがある。具体的には、年金や公共事業関連資金の不正受給を防止するといった側面に加え、銀行口座を用いた詐欺被害を未然に防止するといった面でデジタル人民元が大きな抑止力になることが期待されている。また、中国では偽札が広く出回るなど国民の紙幣に対する信用があまり高くないこともモバイル・ネット決済の普及につながっているほか、ネット・アプリと融合したシームレスなサービスが広く利用されていることから、デジタル人民元導入のための社会的基盤が整っていると見える。また、個人情報の扱いを巡っても、これを開示することによって社会の安全を守るという考え方、すなわち情報は管理されるものとの考え方が定着していることもデジタル社会を支える重要な基盤になっている。

④なお、現時点では、デジタル人民元のクロスボーダーでの利用は想定されておら



ず課題も多く残されているものの、習近平国家主席がデジタル通貨の国際的なルール作りに積極的に参画するよう指示したり、香港・タイ・中国・アラブ首長国連邦（UAE）とのクロスボーダー決済の実現を目指したプロジェクト（m-CBDC Bridge initiative）に参画したりするような動きも見られており、国際協調面での動向を注意深く見ていく必要がある。

### 3. パネルディスカッション

各パネリストからのプレゼンテーションを受け、国際通貨研究所・岩岡経済調査部長がウェビナー参加者から事前に寄せられた質問を集約する形で討議が進められた。

まず、カンボジアと中国の CBDC で使われている分散台帳技術のメリット・デメリットに関する質問があった。宮沢社長からは、バコンで使われている分散台帳技術のメリットとして、なりすまし・二重取引・偽造防止の面で安全性があることに加え、可用性があるため技術的な強靱性を満たしていること、ファイナリティのある即時性といった特徴を挙げたほか、高い処理能力やスケーラビリティを満たしているため拡張性もあり、鍵紛失やデフォルト対策も講じられていることから消費者保護の面での配慮や、AML/CFT 対策を講じつつも匿名性を持った取引も認められているためプライバシーへの配慮もなされているとの説明があった。一方、竹下室長からは、中国政府による正式な発表はないと断りつつも、デジタル人民元については分散台帳技術を使っていないと想定しているとのコメントがあった。その理由として、2019 年の非銀行部門によるネット決済件数が 7,200 億件に達する中で、この技術の処理能力が追いついていない可能性がある点を指摘した。もっとも将来的には、デジタル中国を強力で押し進める中で技術水準の向上に伴って分散台帳技術を応用していく可能性がある点には留意する必要があるとのことであった。

次に、国際競争の観点から、デジタル人民元が今後、クロスボーダー決済に利用されることを視野に入れているのかとの質問があった。これに対して竹下室長は、人民元の国際化にあたっては、「3つの柱」——すなわち、①一帯一路構想の活用、②金融規制緩和、③決済インフラ（CIPS、2015 年に導入された人民元の国際銀行間決済システム）の整備——が意識されているものの、デジタル人民元については技術面の課題も残されており、クロスボーダー決済への利用を視野に入れて開発を進めていると見るのはやや時期尚早との見方が示された。しかし、デジタル通貨の国際的なルール作りに積極的に参画するよう指示を出した習近平国家主席の意向に鑑みると、今後のクロスボーダー面

での展開については注意深く見ていく必要があるとの意見であった。

さらに、民間決済サービスと CBDC との棲み分けについても質問が寄せられた。まず、宮沢社長からは、銀行が決済性のある支払い手段として民間デジタル通貨を発行し信用創造機能を拡大するとともに、CBDC については利用限度を設定することによって民間の競争・イノベーションを促進してはどうかとの問題提起が出された。ここで言う民間デジタル通貨は CBDC を裏付けとして発行される「シンセティック型の CBDC」と位置付けられ、クロスボーダーや銀行間決済には CBDC を利用し、リテールの多頻度小口決済には民間デジタル通貨を利用することによって、両者が共存するような将来像を描くことができるとのことであった。次に井上主席研究員からは、スウェーデンのキャッシュレス化が民間主導で動いていることや、Swish や P27 プロジェクトなど革新的なサービスの実現・検討が進んでいることを指摘し、これらの民間サービスを CBDC 決済体制・システムが全面的に代替することは考えにくいのではないかと指摘があった。さらに竹下室長からは、中国においてモバイル決済（WeChat Pay、Alipay）が既に幅広く利用されていることや預金金利も魅力的な水準（2.1%）にあることを勘案すると、デジタル人民元、モバイル決済サービス、預金サービスがそれぞれの強みを生かしながら共存することになるのではないかと見通しを示した。最後に小早川より、①主要国では CBDC は民間サービスをサポートする役割を果たすとの考え方が共有されていること、②各国では民間決済サービスの高度化に向けた取り組みが積極的に続けられていることなどを考え合わせると、将来的には、CBDC の最大の特徴である安全な決済手段としての役割を最大限活かしながら、これと相互運用性を持たせる形で民間サービスの高度化を続けていくことが大切ではないかとの意見が出された。

最後に、ウェビナーの総括にあたり岩岡部長から、国際通貨研究所では今後も CBDC を巡る調査・研究を継続し、ウェビナー等の機会を通じて関係者との間で積極的な意見交換を続けていきたいとの紹介があった。

#### 4. ウェビナーの議論を受けて

今次ウェビナーにおける議論を受けて、今後の主要国における CBDC を巡る取り組みへの含意をまとめると以下のようなになる。

第一に、ウェビナーで取り上げた3か国については CBDC を発行する狙いが比較的分かりやすいのに対して、主要国では CBDC を通じて何を達成すべきかについて、今後、様々なステークホルダーとの議論を通じて明らかにしていく必要がある。金融

包摂の推進（カンボジア）、キャッシュレス社会における中銀マネーの提供（スウェーデン）、決済サービス寡占化への対応および不正・詐欺の防止（中国）といった狙いは、それぞれの国の人々にとっても分かりやすい。その一方で、多くの先進国はこれらの課題に直面しておらず、CBDC への理解が国民を含めた幅広い関係者の間で醸成されているとは言い難い。この間、欧州では ECB が昨年 10 月から本年 1 月にかけてデジタル・ユーロに関するアンケート調査を実施したところ、8,000 を超える回答が寄せられるなど国民の関心が徐々に高まってきている。また、米国でも本年 2 月に開催された連邦議会の公聴会においてパウエル FRB 議長が 2021 年は Fed が国民と積極的に対話を進める年になるであろうと述べたと報道されており、今後、デジタル・ドルを巡る議論が活発になることが予想される。日本でも 2020 年度に開始された CBDC に関する実証実験の内容や進捗状況等について関係者との間で情報共有を図るために日本銀行が「中央銀行デジタル通貨に関する連絡協議会<sup>2</sup>」を設置するなど、様々なステークホルダーとの対話を積極的に進めていくことを明らかにしている。これらの取り組みを通じて主要国でも CBDC への関心が高まると共に、それぞれの国の実情に応じて CBDC がどのような国家的課題を解決するために役立つかといった点について理解が進んでいくことが望ましい。

第二に、CBDC の導入にあたっては、既存の金融仲介機関が提供する金融サービスとの共存を図るように制度を設計していくことが重要であるという点が挙げられる。中国では指定運営銀行（6 大銀行）を通じてデジタル人民元を発行しているほか、カンボジアでも主要 18 行を通じたバコンの発行が行われている。このように銀行という仲介経路を使って個人や企業に対して CBDC を発行するというやり方は、既存の金融システムとの親和性が極めて高い。将来的には、主要国での CBDC 発行に際しても銀行という仲介経路を活用することになることが予想される。その一方で、これらの多くの国々では銀行を通じてユーザーに対して利便性の高いサービスがすでに提供されていることも事実であり、仮に、こうした分野まで CBDC が幅広く民間サービスを代替するようになると、銀行やノンバンクの競争を通じた技術革新（イノベーション）が起きにくくなってしまのおそれもある。このため、今後の制度設計にあたっては、安全かつファイナリティ（支払い完了性）のある決済手段としての CBDC を最大限活用しながら、ユーザーの多様な取引ニーズに対応するため、民間主導で決済サービスの高度化を進めていく——すなわち、中銀マネーとしての CBDC と民間マネーを共存

---

<sup>2</sup> 詳細は、[https://www.boj.or.jp/announcements/release\\_2021/rel210326a.pdf](https://www.boj.or.jp/announcements/release_2021/rel210326a.pdf) をご参照。

させる——ことに留意する必要がある。

今回のウェビナーを通じて、CBDC の開発で先行する国々への理解が深まったことから、今後は日本銀行における取り組みもしっかりとフォローしながら、わが国にふさわしい決済サービスの将来像はどうあるべきか、その中に CBDC がどう位置づけられるべきかを含めて国民的な議論を喚起していくことが重要となるであろう。

以 上

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては全てお客様御自身でご判断下さいますよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

Copyright 2021 Institute for International Monetary Affairs (公益財団法人 国際通貨研究所)

All rights reserved. Except for brief quotations embodied in articles and reviews, no part of this publication may be reproduced in any form or by any means, including photocopy, without permission from the Institute for International Monetary Affairs.

Address: Nihon Life Nihonbashi Bldg., 8F 2-13-12, Nihonbashi, Chuo-ku, Tokyo 103-0027, Japan

Telephone: 81-3-3510-0882

〒103-0027 東京都中央区日本橋 2-13-12 日本生命日本橋ビル 8 階

電話 : 03-3510-0882 (代)

e-mail: [admin@iima.or.jp](mailto:admin@iima.or.jp)

URL: <https://www.iima.or.jp>